

V 当市の障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

(1) 身体障がい者の数

身体障害者手帳所持者は、平成19年度から平成23年度までの間で114名の減少となっています。

これは単純に身体障がい者が減少したわけではなく、平成22年度からこれまで死亡等により手帳の返還手続きがされていなかった方の台帳整理を実施したことや、人口の減少によるものと考えられます。人口に占める身体障害者手帳所持者の割合は平成14年度以降5%前後で推移しています。

(単位：人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
手帳所持者数	2,656	2,725	2,739	2,640	2,542
市の人口	52,905	52,572	52,199	51,892	51,474
人口割合(%)	5.02	5.18	5.25	5.09	4.94

※「手帳保持者数」は、各年度3月末の身体障害者手帳所持者人数。

※「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録数。

(2) 障がいの種類及び程度

障がいの種類別を平成23年度で見ると、肢体不自由が1,576名(62.0%)で最も多く、次いで内部障がい618名(24.3%)、聴覚・平衡障がい186名(7.3%)、視覚障がい131名(5.2%)、音声・言語等障がい31名(1.2%)の順となっています。障がいの等級は、1級が733名(28.8%)で最も多く、次いで4級が659名(25.9%)、2級が415名(16.3%)、3級が407名(16.0%)、5級が180名(7.1%)、6級が148名(5.8%)の順となっており、重度の障がい者(障害等級1・2級)は、全体の45.2%を占めています。

(単位：人)

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
1級	49	4		268	412	733
2級	37	25		345	※8	415
3級	8	25	20	272	82	407
4級	8	54	11	470	116	659
5級	20	3		157		180
6級	9	75		64		148
合計	131	186	31	1,576	618	2,542

※斜線は、制度上障害等級がない箇所

※内部障がいの2級は、制度上では該当する等級がありませんが、他の障がいと重複すること、かつ内部障がいの等級が高い場合に総合等級2級とされる場合があります。

2 知的障がい者の状況

(1) 知的障がい者の数

療育手帳の所持者は、平成19年度から平成23年度までの間で18名の増加があります。人口に占める療育手帳所持者の割合は、平成18年度までは0.5%台でしたが、平成19年度以降は0.6%を超え人口に占める療育手帳所持者の割合は増加傾向にあります。

※本計画では、療育手帳所持者を「知的障がい者」としています。

(単位：人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
手帳所持者数	318	319	336	327	336
市の人口	52,905	52,572	52,199	51,892	51,474
人口割合(%)	0.60	0.61	0.64	0.63	0.65

※「手帳保持者数」は、各年度3月末の療育手帳所持者人数。

※「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録数。

(2) 知的障がいの程度

知的障がいの程度別を平成23年でみると、重度・最重度（A判定）が136名（40.5%）、軽度・中度（B判定）は200名（59.5%）となっています。

3 精神障がい者の状況

(1) 精神障がい者の数

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成19年度から平成23年度までの間で2名の減少となっておりますが、精神疾患と診断され入院・通院している方は414名の増加となっております。手帳所持者の減少の要因としては、手帳の有効期限（2年間）が失効し、継続手続きを取っていない方がいること等が考えられます。

人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は0.5%前後で推移していますが、精神障がい者数では3%前後となっております。

※「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」とされているので、本計画では精神障害者保健福祉手帳所持者だけでなく、精神疾患により入院・通院している方を含めて、「精神障がい者の数」としてしています。

精神障がい者の数 (単位：人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
精神障がい者数	1,078	1,139	1,321	1,644	1,492
手帳所持者数	240	282	294	251	238
市の人口	52,905	52,572	52,199	51,892	51,474
人口割合 (障がい者数 %)	2.04	2.17	2.53	3.17	2.90
人口割合 (手帳所持者数 %)	0.45	0.54	0.56	0.48	0.46

※「精神障がい者数」は、各年度12月末時点で入院又は通院している人数の合計（手帳所持者含む）

※「手帳保持者数」は、各年度3月末の精神障害者保健福祉所持者人数。

※「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の等級

精神障害者保健福祉手帳の等級を平成23年度で見ると、1級が39人（16.4%）、2級が169人（71.0%）3級は30人（12.6%）となっております。